

令和6年度第1回徳島県いじめ問題等対策審議会の議事内容について

いじめ・不登校対策課

# 令和6年度 第1回徳島県いじめ問題等対策審議会について

**1 開催日** 令和6年5月28日（火）午前9時30分から午前11時30分まで

## **2 本審議会の目的等**

- (1) 平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき設置
- (2) 「徳島県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づくいじめの防止等について調査審議を実施
- (3) 学識経験者、保護者、関係行政機関職員、公募選考者等15名を委員として委嘱し、年2回開催

## **3 内容**

- (1) 協議内容
  - ・事務局より「いじめの調査件数について」、「いじめ重大事態について」、「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を提示
  - ・「いじめの重大事態を防ぐ取組」について、様々な立場で意見交換
- (2) 各委員からの意見
  - ・いじめ重大事態に発展させないためには、初期対応が重要であり、いかにその時点で適切に対応するかに尽きる。
  - ・いじめや不登校は、子どもだけの問題ではなく、我々が作った社会構造そのものの課題という視点も必要であり、社会と切り離して解決はできないように思う。
  - ・現場の教員が疲弊しており、子どものSOSを見つけにくくなっているのではないかと。よりきめ細やかな見取りをするためには、教員の加配や業務の精選など、子どもを見守る環境整備が必要である。
  - ・幼稚園や小学校低学年の時期が、道徳教育や躾の最適期であり重要である。
  - ・好事例として、ホワイトボードミーティングをクラス内で実施し、自分を表現できるようにすることで、関係性を構築していくことができた。
  - ・警察でも犯罪として扱うだけでなく、少年の健全育成の立場で指導や注意を行うことができることから、初期の段階で相談していくべき。

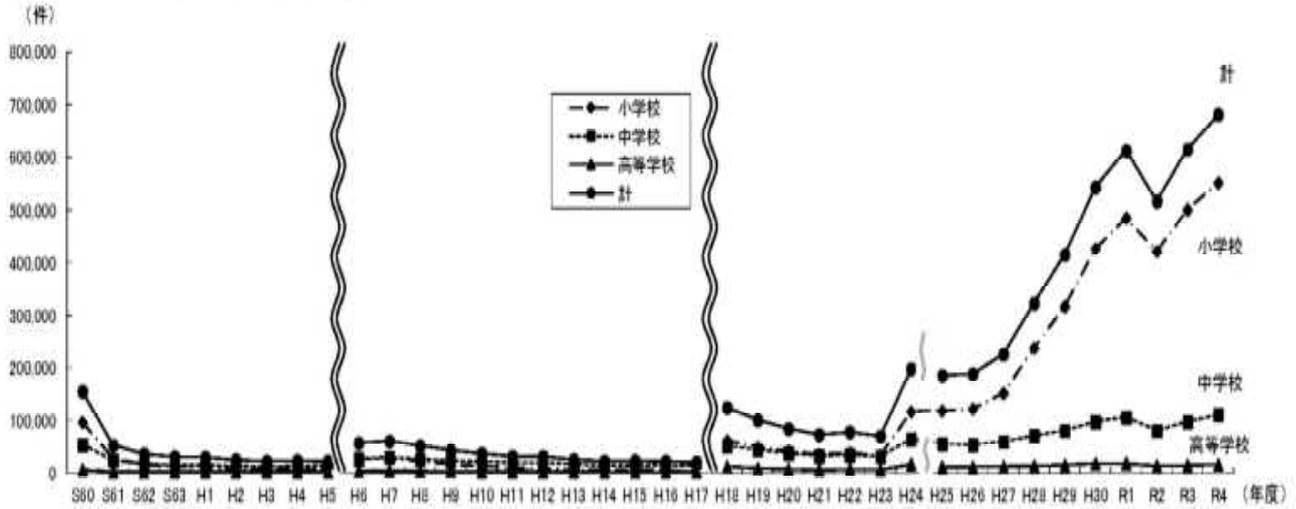
## **4 今年度の成果物**

- (1) いじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、いじめ問題に、一層の危機感を持って取り組むため、平成29年に改定された「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」の一部改定を進める。なお、内容については、いじめ問題等対策検討部会にて協議し、第2回徳島県いじめ問題等対策審議会において承認を得る。

## 資料1 いじめの調査件数について

(文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめに関する調査結果より)

<参考2> いじめの認知(発生)件数の推移のグラフ



### 1 全国の国公立学校におけるいじめの認知件数

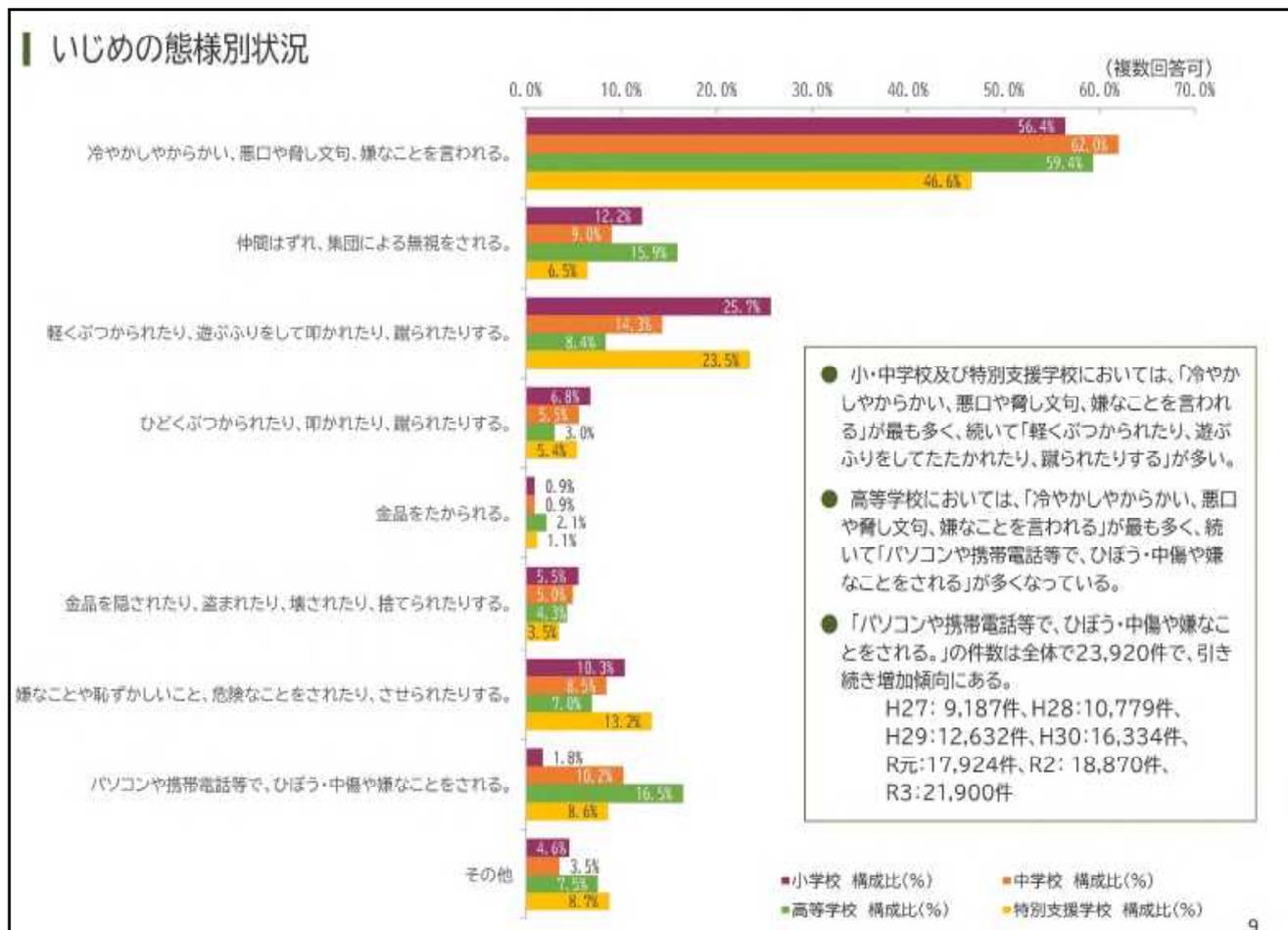
|        | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校    | 484,545 | 420,897 | 500,562 | 551,944 |
| 中学校    | 106,524 | 80,877  | 97,937  | 111,404 |
| 高等学校   | 18,352  | 13,126  | 14,157  | 15,568  |
| 特別支援学校 | 3,075   | 2,263   | 2,695   | 3,032   |
| 合計     | 612,496 | 517,163 | 615,351 | 681,948 |

### 2 徳島県の国公立学校におけるいじめの認知件数

|        | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校    | 1,996   | 1,745   | 1,974   | 2,398   |
| 中学校    | 705     | 515     | 546     | 513     |
| 高等学校   | 55      | 64      | 39      | 25      |
| 特別支援学校 | 12      | 22      | 34      | 27      |
| 合計     | 2,768   | 2,346   | 2,593   | 2,958   |
| 千人あたり  | 37.9    | 32.8    | 36.9    | 42.8    |
| 全国     | 612,496 | 517,163 | 615,351 | 681,948 |
| 千人あたり  | 46.5    | 39.7    | 47.7    | 53.3    |

### 3 いじめの態様別状況

(文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より)



### 4 調査結果について

小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件(前年度47.7件)。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並みとなり、令和4年度では再び増加傾向となり過去最多となった。

要因として、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響に続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知などで、いじめの認知件数が増加したことが考えられる。

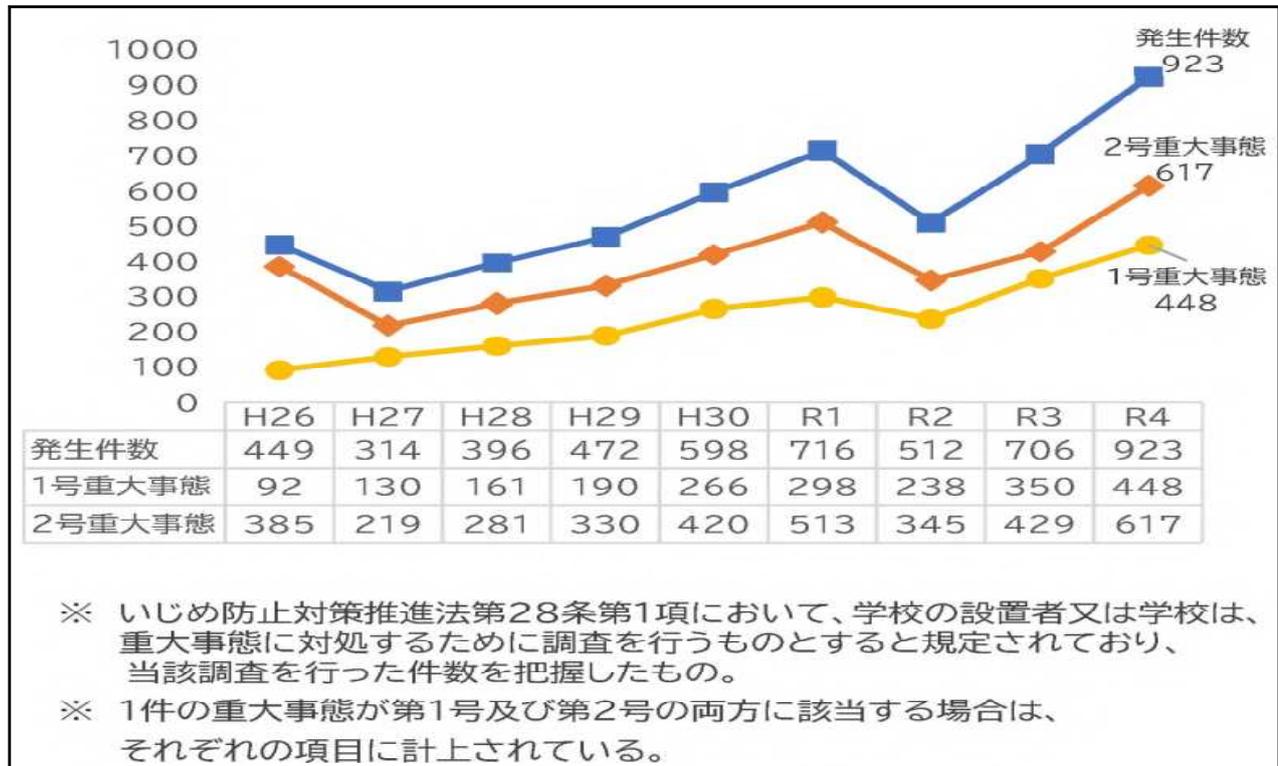
年度末時点でのいじめの解消状況については、525,773件(77.1%)(前年度494,154件(80.1%))となっており、早期発見・早期対応ができた件数は多くなったが、比率は低下した。これは、安易にいじめを解消したとせず、丁寧な対応を行っている一方、SNS等のネット上のいじめなど、見えづらい事案が増加したことなどが考えられる。

(文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より)

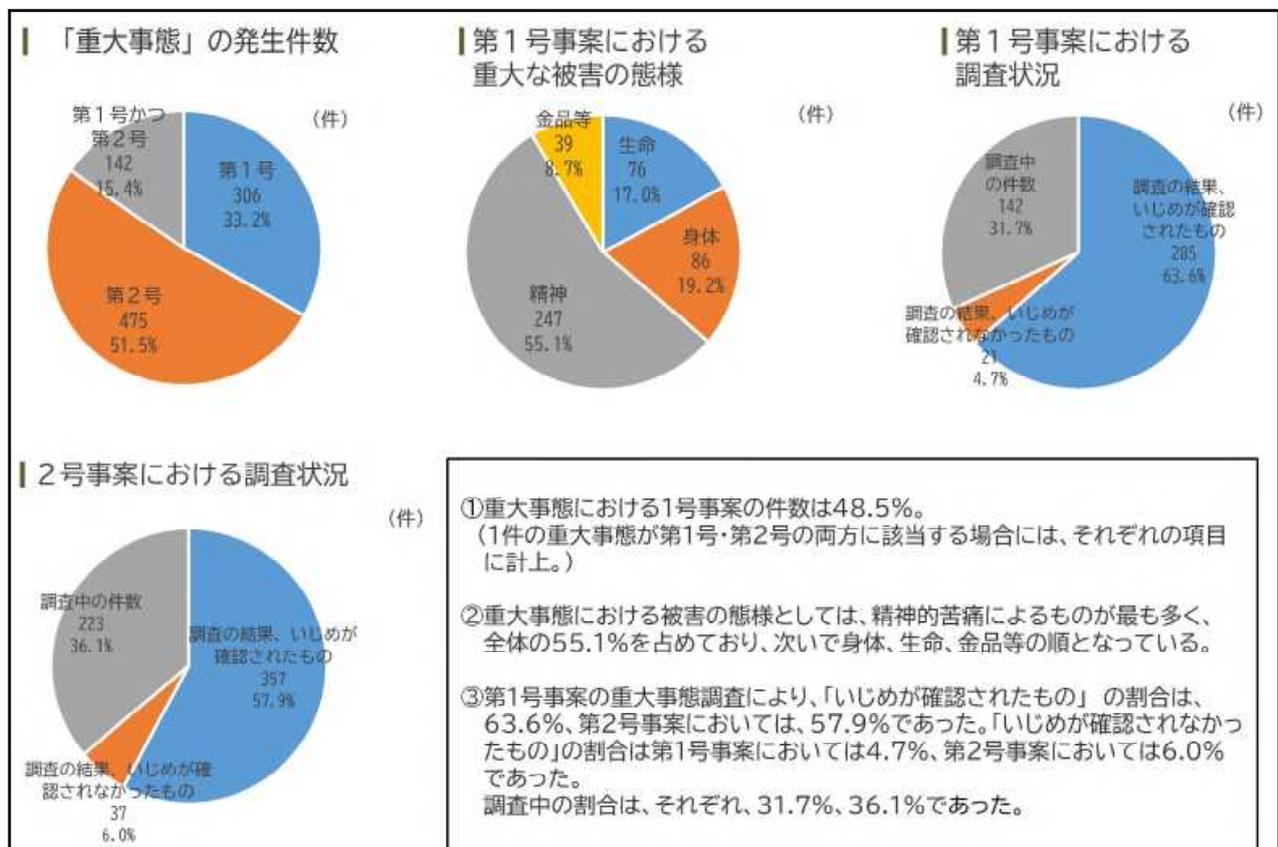
## 資料2 いじめの重大事態について

### 1 「重大事態」の発生件数

(文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめに関する調査結果より)

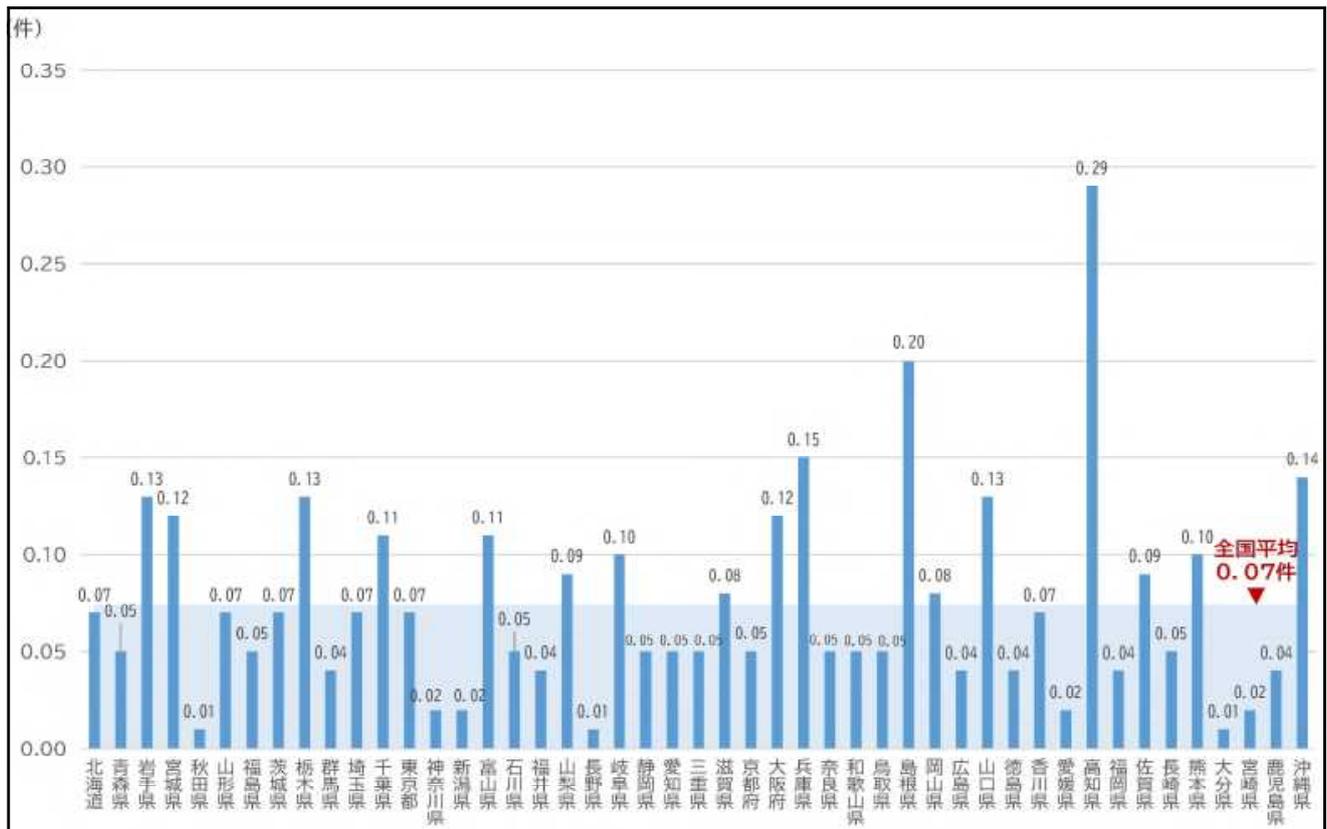


### 2 重大事態の態様及び調査状況



### 3 いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数

(文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめに関する調査結果より)

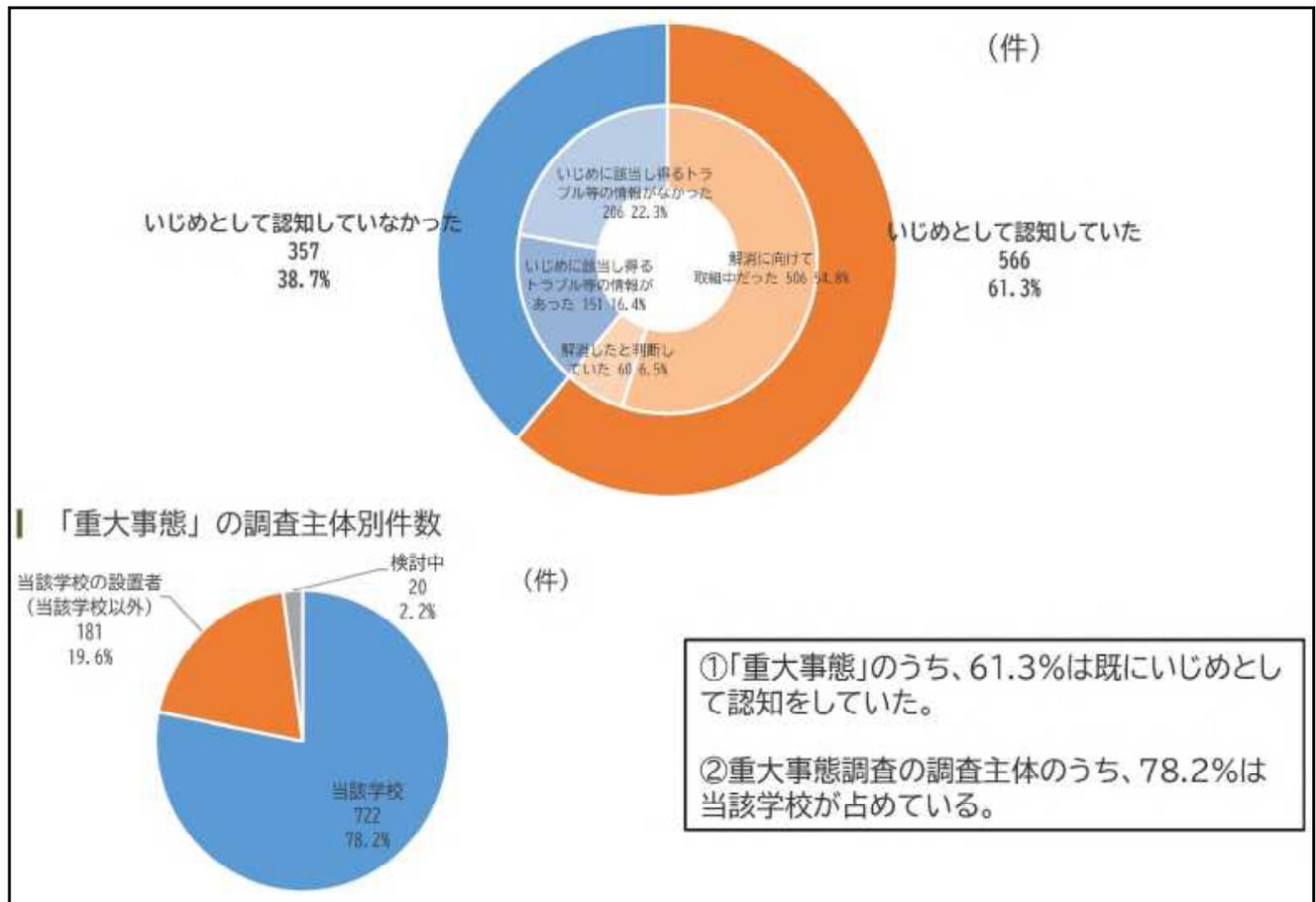


### 4 徳島県の重大事態発生件数

重大事態発生件数の推移 (国公私立小・中・高等・特別支援学校の調査結果) (単位: 件)

|                                | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------------------|-------|-------|-------|
| 法28条第1項第1号事案 (生命心身財産重大事態)      | 0     | 0     | 1     |
| 法28条第1項第2号事案 (不登校重大事態)         | 0     | 0     | 3     |
| 法28条第1項第1号事案 (生命心身財産重大事態) (全国) | 239   | 349   | 448   |
| 法28条第1項第2号事案 (不登校重大事態) (全国)    | 347   | 429   | 617   |

5 「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめ対応状況  
 (文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめに関する調査結果より)



## 6 いじめの発見のきっかけ

(文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査におけるいじめに関する調査結果より)

### いじめの発見のきっかけ

|   |  | 小学校       | 小学校        | 中学校       | 中学校        | 高等学校      | 高等学校       | 特別支        | 特別支        | 計       | 計     |
|---|--|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|------------|------------|---------|-------|
|   |  | 件数<br>(件) | 構成比<br>(%) | 件数<br>(件) | 構成比<br>(%) | 件数<br>(件) | 構成比<br>(%) | 援学校<br>(件) | 援学校<br>(%) |         |       |
| 計 | (A) 学校の教職員等が発見                                 | 367,998   | 66.7       | 56,762    | 51.0       | 8,254     | 53.0       | 2,061      | 68.0       | 435,075 | 63.8  |
| 計 | (1)学級担任が発見                                     | 53,338    | 9.7        | 10,476    | 9.4        | 735       | 4.7        | 718        | 23.7       | 65,267  | 9.6   |
| 計 | (2)学級担任以外の教職員が発見<br>(養護教諭, スクールカウンセラー等の相談員を除く) | 7,879     | 1.4        | 7,503     | 6.7        | 505       | 3.2        | 153        | 5          | 6,040   | 2.4   |
| 計 | (3)養護教諭が発見                                     | 1,238     | 0.2        | 759       | 0.7        | 126       | 0.8        | 5          | 0.2        | 2,128   | 0.3   |
| 計 | (4)スクールカウンセラー等の相談員が発見                          | 686       | 0.1        | 266       | 0.2        | 51        | 0.3        | 5          | 0.2        | 1,008   | 0.1   |
| 計 | (5)アンケート調査など学校の取組により発見                         | 304,857   | 55.2       | 37,758    | 33.9       | 6,837     | 43.9       | 1,180      | 38.9       | 350,632 | 51.4  |
| 計 | (B) 学校の教職員以外からの情報により発見                         | 183,946   | 33.3       | 54,642    | 49.0       | 7,314     | 47.0       | 971        | 32.0       | 246,873 | 36.2  |
| 計 | (6)本人からの訴え                                     | 95,334    | 17.3       | 30,338    | 27.2       | 4,808     | 30.9       | 606        | 20.0       | 131,086 | 19.2  |
| 計 | (7)当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え                         | 62,850    | 11.4       | 15,875    | 14.2       | 1,530     | 9.8        | 192        | 6.3        | 80,447  | 11.8  |
| 計 | (8)児童生徒(本人を除く)からの情報                            | 17,561    | 3.2        | 6,080     | 5.5        | 713       | 4.6        | 102        | 3.4        | 24,456  | 3.6   |
| 計 | (9)保護者(本人の保護者を除く)からの情報                         | 6,825     | 1.2        | 1,874     | 1.7        | 191       | 1.2        | 43         | 1.4        | 8,933   | 1.3   |
| 計 | (10)地域の住民からの情報                                 | 330       | 0.1        | 124       | 0.1        | 5         | 0.0        | 0          | 0.0        | 459     | 0.1   |
| 計 | (11)学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報                    | 758       | 0.1        | 208       | 0.2        | 32        | 0.2        | 23         | 0.8        | 1,021   | 0.1   |
| 計 | (12)その他(匿名による投書など)                             | 288       | 0.1        | 143       | 0.1        | 35        | 0.2        | 5          | 0.2        | 471     | 0.1   |
| 計 | (C) 計  | 551,944   | 100.0      | 111,404   | 100.0      | 15,568    | 100.0      | 3,032      | 100.0      | 681,948 | 100.0 |

(注1) 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

(注2) 構成比は、国公私立それぞれの「計(C)」における割合。(1)から(5)の構成比の合計は(A)の構成比に等しい。(B)と(6)から(12)も同様。

## 7 調査結果について

いじめの重大事態の件数は923件(前年度706件)であり、前年度に比べ217件(30.7%)増加し過去最多となった。増加の要因として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことによる積極的な認定や保護者の意向を尊重した対応がなされている一方、学校としてのいじめの認知や組織的な対応に課題があったことが考えられる。なお、いじめ重大事態のうち、357件(全年度310件)(38.7%(前年度43.9%))は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知していなかった。前年度と比較して、認知していなかった比率は低下したが、未だ学校として認知に課題がある。いじめの積極的認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

(文部科学省：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より)

## 不登校・いじめ 緊急対策パッケージ

～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人。いずれも過去最多
- いじめ重大事態の発生件数も、923件と過去最多。

安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要。

## 不登校【緊急対策】

不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化。

## COCOLOプラン 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながっていない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

## COCOLOプラン 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実

## 情報提供の強化

- 学びの多様化学校設置促進のための全国会議開催、「学びの多様化学校マイスター」派遣（設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる制度の創設）
- 文部科学省による一括した情報発信（各教育委員会において作成した地域の相談支援機関等に関する情報を、文科省HPで一括情報発信）

## 組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者への支援等）を継続して実施。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールサポーター等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進

## いじめ【緊急対策】

いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策を強化。

## いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

## 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり

- 重大事態の国への報告を通じた実態把握・分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、
  - ・地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、
  - ・いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人选に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。